



健康で豊かな国民生活を保健医療福祉情報システムが支えます

HELICS (医療情報標準化推進協議会) チュートリアル

# 医療機関のための電子処方箋の基礎知識

一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会  
(JAHIS)

戦略企画部 事業企画推進室 新垣淑仁

# 第27回日本医療情報学会春季学術大会 COI開示

演題名 : 医療機関のための電子処方箋の基礎知識  
筆頭演者名 : 新垣 淑仁

私が発表する今回の演題について開示すべきCOIはありません。

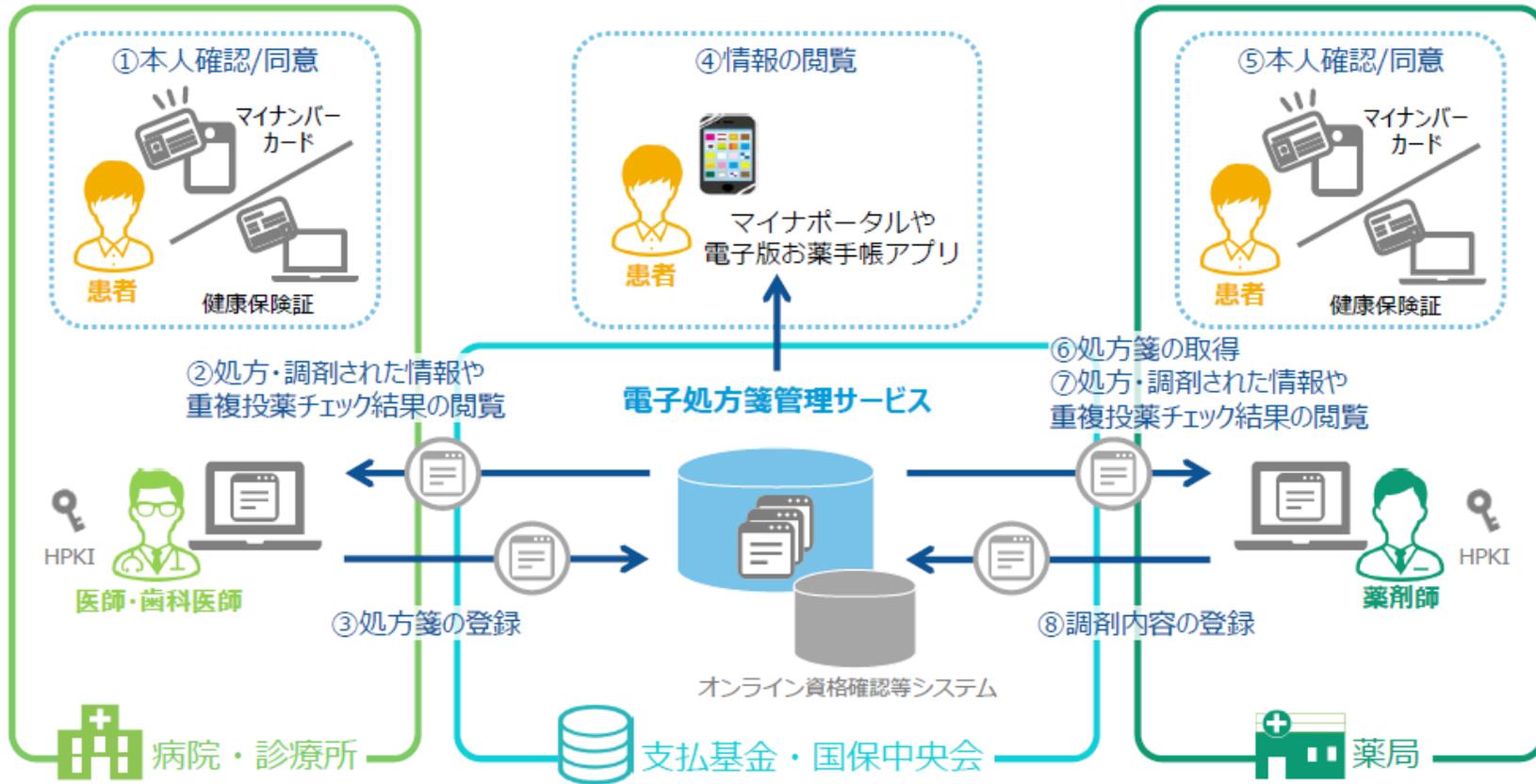
# Agenda

- ・はじめに
- ・電子処方箋 医療現場で想定される運用上の留意点
- ・電子処方箋 関連コンテンツのご紹介
- ・電子処方箋 今後の機能拡充スケジュールについて

# はじめに

# 電子処方箋とは

電子処方箋とは、電子的に処方箋の運用を行う仕組みであるほか、複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の閲覧、それらを活用した重複投薬チェックなどを行えるようになります。



## POINT 1

従来、紙の処方箋に記入していた処方内容と調剤内容が電子化される

## POINT 2

処方内容と調剤内容を管理するシステム「電子処方箋管理サービス」をクラウド上に構築し、本システムを經由して医療機関・薬局間で情報をやり取りし、情報が蓄積される

## POINT 3

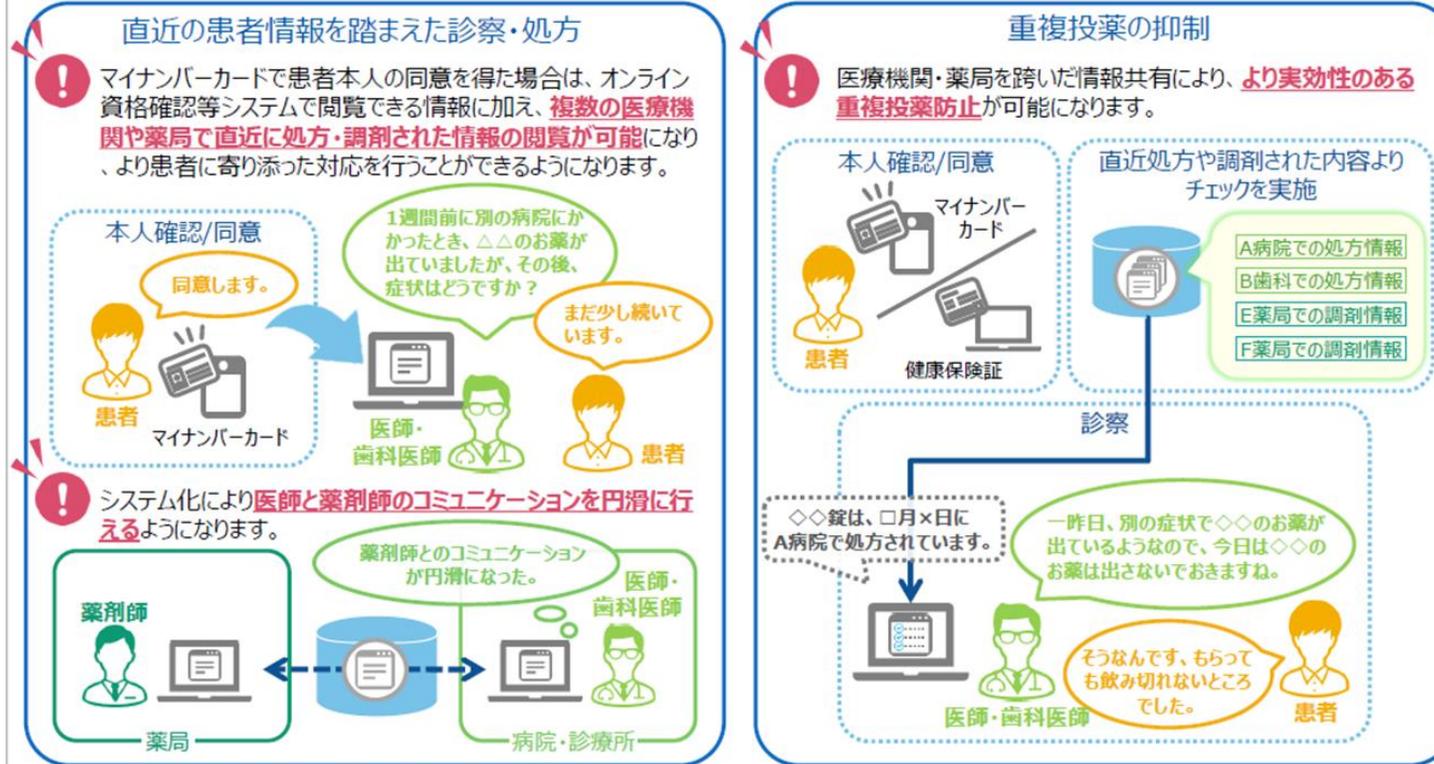
電子処方箋管理サービスは、マイナポータルや電子版お薬手帳アプリとも情報を連携される（予定）

出典：電子処方箋の概要案内（令和4年7月5日掲載）

# 電子処方箋 導入のメリット(病院・診療所)

## 2. 病院・診療所でできるようになること

処方箋の事前送付が行えるようになるほか、丁寧な患者対応への注力や、医療機関・薬局間の円滑なコミュニケーション、より効果のある重複投薬の抑制を行えるようになります。



※すべての医療機関・薬局に電子処方箋が普及した状態のイメージとなります。

出典: 電子処方箋の概要案内  
(令和4年7月5日掲載)  
○病院・診療所向け

# 電子処方箋とは

政府の中での位置づけ データヘルス改革、3つのACTIONの中のひとつ

01. 「電子処方箋」が始まります

令和5年1月から、「電子処方箋」が始まります

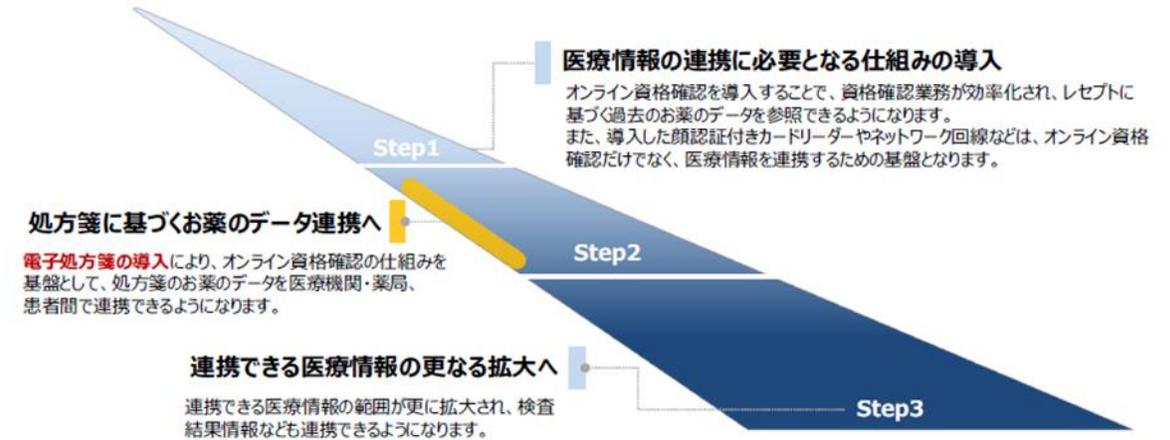
- 令和5年1月から、これまで紙でやり取りしていた処方箋をオンラインで行う「電子処方箋」の仕組みが始まります。
- 医療機関・薬局間の処方箋のやり取りが効率化されるだけでなく、電子的に記録されたお薬のデータを活用し、患者自身のお薬の把握や健康増進への第一歩となることが期待されます。



01. 「電子処方箋」が始まります

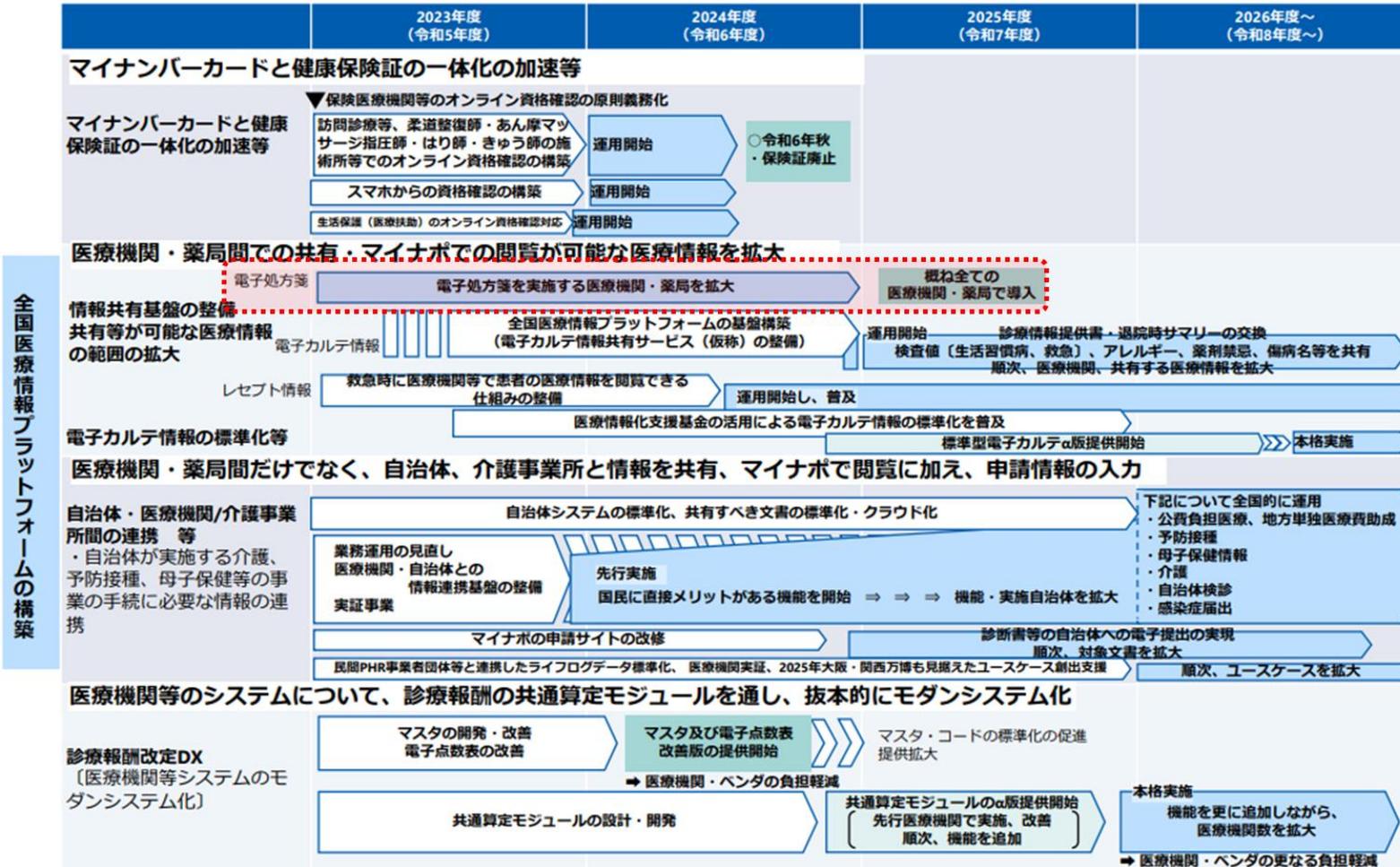
医療情報を連携する仕組みの更なる活用へ

- 電子処方箋は、データヘルス改革の一環として、オンライン資格確認等システムなどの仕組みを基盤として医療情報を連携するサービスの一つです。
- データヘルスの基盤として、今後は検査結果情報など、連携できる医療情報が拡充していきます。



出典:2022年7月25日 厚生労働省「そうだったのか、電子処方箋」  
 (https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000975529.pdf)

# 医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕



出典：令和5年6月2日 医療DX推進本部決定

([https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/iryuu\\_dx\\_suishin/pdf/suisin\\_zentaizo.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/iryuu_dx_suishin/pdf/suisin_zentaizo.pdf))

# 医療DXの推進に関する工程表(抜粋)

## Ⅲ 具体的な施策及び到達点

### (2) 全国医療情報プラットフォームの構築

#### ① 電子処方箋・電子カルテ情報共有サービス

電子処方箋については、その全国的な普及拡大に向けて、対象施設について戦略的に拡大し、利便性を含めた周知広報や電子署名への対応に取り組むとともに、2025年3月までに、オンライン資格確認を導入した概ねすべての医療機関・薬局に導入することを目指して必要な支援を行う。また、電子処方箋の普及とともに多剤重複投薬等の適正化を進める。具体的には、2023年度内にリフィル処方等の機能拡充を実施するほか、2024年度以降、院内処方への機能拡充や重複投薬等チェックの精度向上などに取り組む。また、電子署名などの技術について、導入に当たっての負担を軽減しつつ適切に導入できるよう、より効果的なサポート体制を整備し、技術的課題解消に取り組む。

### (3) 電子カルテ情報の標準化等

#### ① 電子カルテ情報の標準化等

電子カルテ情報については、3文書6情報（診療情報提供書、退院時サマリー、健康診断結果報告書、傷病名、アレルギー情報、感染症情報、薬剤禁忌情報、検査情報（救急及び生活習慣病）、処方情報）の共有を進め、順次、対象となる情報の範囲を拡大していく。（中略）また、医療情報を薬局側に共有できるよう、薬局におけるレセプトコンピュータ・薬歴システムにおける標準規格（HL7 FHIR）への対応を検討する。加えて、薬局側から医療機関側に提供される、服薬状況等のフィードバック情報に関し、その内容や共有方法、必要性等についても今後検討する。

#### ② 標準型電子カルテ

併せて、標準規格に準拠したクラウドベースの電子カルテ（標準型電子カルテ）の整備を行っていく。（中略）医療機関等システムのデータの標準化や外部連携をするための改修や接続のコストの削減に加え、サイバーセキュリティの確保が非常に重要であり、診療報酬改定DXや標準型電子カルテの提供等を通じた医療機関システムや薬局システム等のクラウド化を進めていく。その際、医療機関等システムの閉域のネットワークについての見直しなどにより、コスト縮減の観点も踏まえながら、モダンシステムへの刷新を図っていく。

出典：資料2 第1回電子処方箋等検討ワーキンググループ資料<sup>4</sup>(令和5年6月8日)より  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/001104499.pdf>)

# 医療機関・薬局における電子処方箋システムの導入状況

(2023/6/18時点)

	1. 利用申請済み施設数	2. 運用開始施設数
全体	54,572 施設	4,429 施設
病院	1,273 施設	15 施設
医科診療所	20,746 施設	393 施設
歯科診療所	11,885 施設	22 施設
薬局	20,668 施設	3,999 施設

22,019 施設 (病院 + 医科診療所)

408 施設 (病院 + 医科診療所)

(※1) 利用申請済み施設数とは、医療機関等向けポータルサイトで、電子処方箋の利用規約に同意し、利用申請を行った施設数をいう。

(※2) 運用開始施設数とは、電子処方箋の発行又は電子処方箋に基づく調剤が可能となる日（運用開始日）を医療機関等向けポータルサイトで入力した施設であって、当該運用開始日が経過している施設をいう。

出典：電子処方せん対応の医療機関・薬局についてのお知らせ

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen\\_taiiushisetsu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_taiiushisetsu.html))

# 電子処方箋 関連コンテンツのご紹介

# 電子処方箋 概要案内&メリット説明動画

## 01 概要案内



電子処方箋の導入をこれから検討する方向けに、電子処方箋の仕組みやメリットの概要を解説しています。

POINT



医療機関向け  
電子処方箋 概要案内



薬局向け  
電子処方箋 概要案内

## 02 メリット説明動画



電子処方箋の仕組みやメリットの概要を約3分間の動画でも解説しています。

POINT

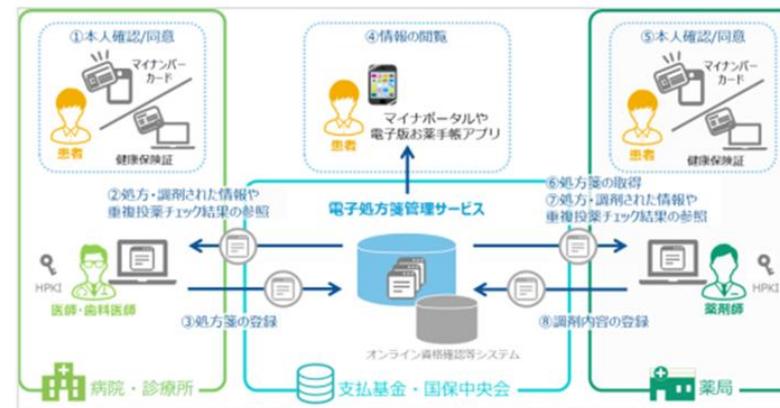


医療機関向け  
<https://youtu.be/k46iUf eTTDc>



薬局向け  
<https://youtu.be/VYnqA z5svEI>

電子処方箋の導入をこれから検討する方向けに、  
電子処方箋の基本的な仕組みやメリットの概要を説明しています！



電子処方箋とは、オンライン資格確認等システムを基盤とし、これまで紙で行っていた処方箋のやり取りをオンラインで電子的に行う仕組みです。医師・歯科医師が処方箋を「電子処方箋管理サービス」に送信し、薬剤師がその処方箋を薬局のシステムに取り込み、お薬を調剤します。

### 主なメリット

- ✓ 医療機関・薬局を跨ぎ、患者の処方・調剤情報が「電子処方箋管理サービス」に蓄積され、医師・薬剤師はそれらの情報を診察・処方、調剤に活用できます。
- ✓ 処方・調剤する薬剤が、患者の過去の処方・調剤情報重複投薬・併用禁忌にあたらぬかを確認できるようになります。

出典：電子処方箋 運用開始に向けて役立つ資料より  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001076297.pdf>)

# 電子処方箋 運用マニュアル&利用方法説明動画

## 03 運用マニュアル

医療・診療所向け  
オンライン資格確認等システム  
運用マニュアル

薬局向け  
オンライン資格確認等システム  
運用マニュアル



医療機関向け  
運用マニュアル

電子処方箋導入後の業務内容について解説しています。  
動画よりも詳細に、電子/紙の処方箋といった各パターンに応じた業務内容を理解できます。  
対応方法に困ったときに寄せられる、よくある質問と回答なども記載しています。



薬局向け  
運用マニュアル

## 04 利用方法説明動画

\*\*\*\*\*  
電子処方箋  
利用方法

\*\*\*\*\*  
電子処方箋  
利用方法



医療機関向け  
<https://www.youtube.com/watch?v=alvAozT0mL8>



薬局向け  
<https://www.youtube.com/watch?v=fOeu4D-Mul4>

電子処方箋導入後の業務内容について知りたい方向けに、医療機関での処方箋発行、薬局での処方箋受付等の一連の流れを動画で解説しています。



まずは動画で運用開始後の業務の流れを理解してください！  
運用マニュアルでは、更に詳細なユースケース毎の対応を説明しています

(患者がマイナンバーカードを持参し、電子処方箋を選択する場合の業務イメージ)

### 医療機関

・患者は、顔認証付きカードリーダーで受付し、本人確認、過去のお薬情報の提供への同意を行います。  
・加えて、処方箋の発行形態として電子処方箋を選択します。

医師が処方・調剤情報の閲覧等を行いながら診察し(※)、電子処方箋を発行します。  
※患者から同意がある場合のみ任意で閲覧可。

会計時、処方箋に一意に紐づく引換番号が記載された処方方内容(控え)を患者に渡します。



患者が電子処方箋に対応する薬局へ  
(医療機関内の案内、厚労省HPやお薬手帳アプリ等で検索可)

### 薬局

患者は、顔認証付きカードリーダーで受付し、本人確認、過去のお薬情報の提供への同意を行います。  
加えて、調剤してもらいたい対象の電子処方箋を選択します。

薬局のシステムに処方箋及び重複投薬等チェック結果が取り込まれます。  
薬剤師が処方・調剤情報の閲覧等を行い(※)、調剤・服薬指導を実施した後、患者にお薬を渡します。  
※患者から同意がある場合のみ任意で閲覧可。



出典:電子処方箋 運用開始に向けて役立つ資料より  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001076297.pdf>)

# 電子処方箋 準備作業の手引き&チェックリスト

## 05 準備作業手引き



**POINT** 電子処方箋を導入するための準備作業を知りたい方向けに、導入までのステップ、開始時期の目安や留意事項等について解説しています。



準備作業手引き

## 06 チェックリスト

医療機関	薬局
<p>1. 電子処方箋の運用を開始するにあたり、以下の事項を確認しているか。</p> <p>① 電子処方箋の運用を開始するにあたり、必要な準備作業が完了しているか。</p> <p>② 電子処方箋の運用を開始するにあたり、必要な準備作業が完了しているか。</p> <p>③ 電子処方箋の運用を開始するにあたり、必要な準備作業が完了しているか。</p>	<p>1. 電子処方箋の運用を開始するにあたり、以下の事項を確認しているか。</p> <p>① 電子処方箋の運用を開始するにあたり、必要な準備作業が完了しているか。</p> <p>② 電子処方箋の運用を開始するにあたり、必要な準備作業が完了しているか。</p> <p>③ 電子処方箋の運用を開始するにあたり、必要な準備作業が完了しているか。</p>

電子処方箋の運用を実際に開始するに当たり、準備作業が問題なく完了しているか確認するためのチェックリストです。

**POINT**



医療機関向け  
チェックリスト



薬局向け  
チェックリスト

以下の4ステップに従って電子処方箋を導入してください！



システム事業者が各施設を訪問することなく、  
リモートで電子処方箋を導入できないかご検討ください。  
効率的に、且つ、導入費用を抑えながら導入できます

必要な準備作業を行い、問題なく運用を開始するために、  
チェックリストをご活用ください！

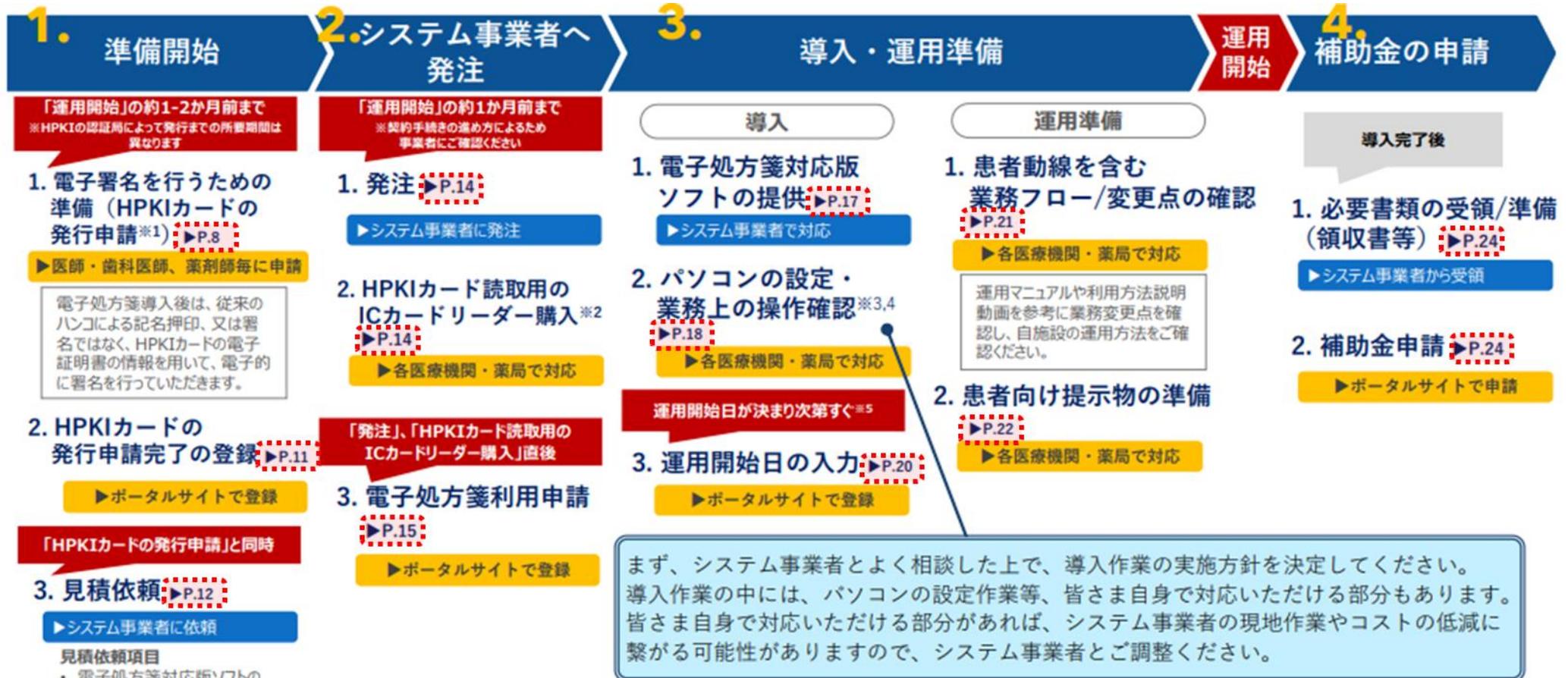
例

- 医療機関等向けポータルサイトにおいて、各種申請手続きは終わっているか
- 電子署名の方法や利用するタイミング等について理解しているか
- 業務変更点について施設内の医師・薬剤師、職員等は理解しているか
- 使用するパソコンの操作変更点について施設内の医師・薬剤師、職員等は理解しているか
- 障害発生時の対応について、施設内の医師・薬剤師、職員等は理解しているか

出典: 電子処方箋 運用開始に向けて役立つ資料より  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001076297.pdf>)

# (厚生労働省提供) 電子処方箋導入に向けた準備作業の手引き

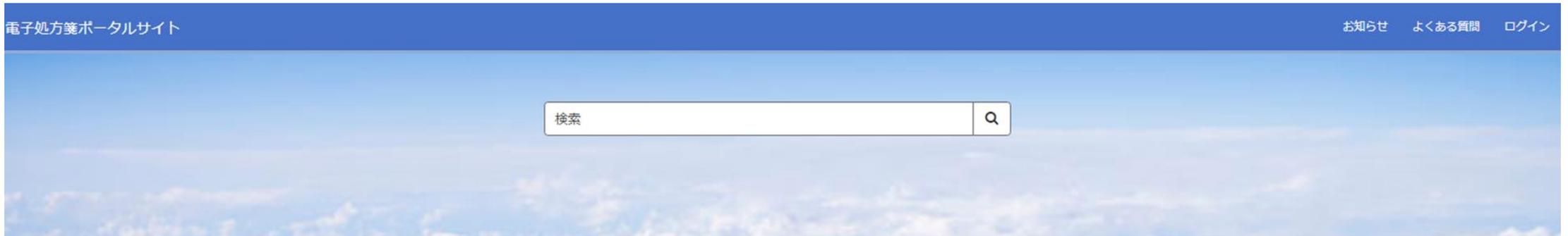
電子処方箋導入に関する大まかな作業の流れを把握することができます



出典: 電子処方箋導入に向けた準備作業の手引き令和5年3月 1.3版  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001085305.pdf>)

# 医療機関・薬局向け 電子処方箋ポータルサイト

(URL: [https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm\\_index](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index))



こちらから電子処方箋関係の各種申請ができます



# 補助金情報(医療情報化支援基金の補助率の見直し)

## 電子処方箋管理サービス導入費用の補助率の見直し

○令和5年度に電子処方箋管理サービスを導入した施設の補助率を引き上げる。  
**(令和4年度に導入した施設の補助率と同率にする。)**

	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付 が月4万回以上の薬局)	薬局 (大型チェーン薬局以外)
令和4年度 導入完了した 施設	162.2万円を上限に補助 ※事業額の486.6万円を 上限にその 1/3を補助	108.6万円を上限に補助 ※事業額の325.9万円を 上限にその 1/3を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額38.7万円を 上限にその 1/2を補助	9.7万円を上限に補助 ※事業額38.7万円を 上限にその 1/4を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額38.7万円を 上限にその 1/2を補助
令和5年度 導入完了した 施設	162.2万円を上限に補助 ※事業額の486.6万円を 上限にその <b>1/3</b> を補助 (見直し前:1/4)	108.6万円を上限に補助 ※事業額の325.9万円を 上限にその <b>1/3</b> を補助 (見直し前:1/4)	19.4万円を上限に補助 ※事業額38.7万円を上 限にその <b>1/2</b> を補助 (見直し前:1/3)	9.7万円を上限に補助 ※事業額38.7万円を 上限にその <b>1/4</b> を補助 (見直し前:1/5)	19.4万円を上限に補助 ※事業額38.7万円を上 限にその <b>1/2</b> を補助 (見直し前:1/3)

### <補助の対象となる事業>

①～③については、上記電子処方箋管理サービス導入費用の補助率による。(消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額)

①基本パッケージ改修費用：電子カルテシステム、レセプト電算化システム等の既存システム改修にかかる費用

②接続・周辺機器費用：オンライン資格確認端末の設定作業、医師・薬剤師の資格確認のためのカードリーダー導入費用

③システム適用作業費用：現地システム環境適用のための運用調査・設計、システムセットアップ、運用テスト、運用立会い等

出典：医療機関・薬局向けの電子処方箋システムの導入に係る補助金の情報 医療情報化支援基金(2023/4/18更新)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001088105.pdf>

# 補助金の申請手続き

- 申請条件 及び 完了日

オンライン資格確認等システムを運用した上で、**電子処方箋管理サービスを利用できるシステムの環境整備が完了していることが条件です。**この「**電子処方箋管理サービスを利用できるシステムの環境整備が完了した日**」が「**事業完了報告書**」に記載いただく「**完了日**」となります。

- 各種申請様式等

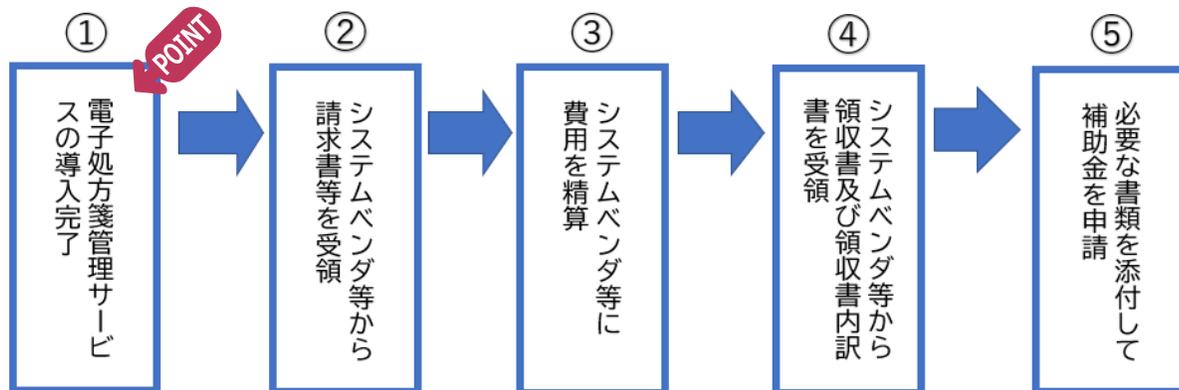
**補助金交付に必要な様式等、「補助金交付申請書」「領収書内訳書」「事業完了報告書」となります。**

※ポータルサイトから申請する場合、ポータルサイト上で入力可能となるため、「補助金交付申請書」「事業完了報告書」は不要です。

- 補助金申請期間

令和7年3月31日までに電子処方箋管理サービス等関係補助事業を完了して、令和7年9月30日までに申請してください。

電子処方箋管理サービス等関係補助金の申請の流れ



補助金申請の準備をされている医療機関・薬局の皆さま、運用開始日の入力はお済ですか。

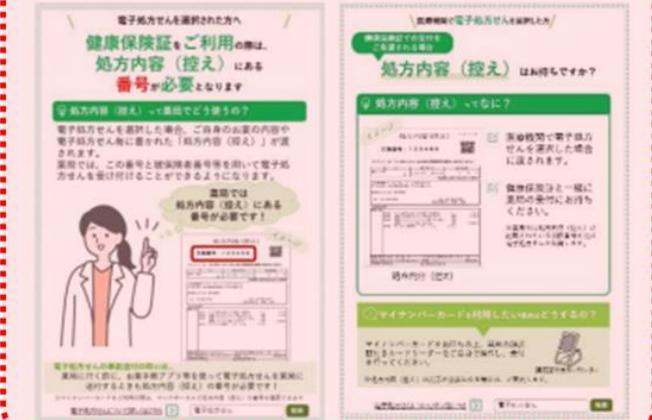
まだお済でない方はこちらから入力をお願いいたします。  
⇒ [電子処方箋の運用開始日入力](#)

# 電子処方箋 その他 患者向けの周知広報資材情報等

過去のオンライン説明会動画もご確認ください

医療機関・薬局の現場における患者向けの周知物も用意しています

第1回 そうだったのか、電子処方箋	第2回 利用申請開始！ はじめよう、電子処方箋	第3回 開始目前！ これならできる、電子処方箋
<p>仕組みの概要や、導入することによるメリット、導入に向けて医療機関・薬局の皆様にご準備いただきたいことなどについて説明します。</p> <p>URL: <a href="https://www.youtube.com/live/Lw5ydX30NEw">https://www.youtube.com/live/Lw5ydX30NEw</a></p> 	<p>概要に加え、具体的な利用開始までの手順や導入後の業務変化を説明します。</p> <p>URL: <a href="https://www.youtube.com/live/kfC568mSGZg">https://www.youtube.com/live/kfC568mSGZg</a></p> 	<p>先行運用する施設での導入状況や事例、これから電子処方箋を導入する皆さまへの推奨・留意事項等を説明します。</p> <p>URL: <a href="https://youtu.be/Q9Z92E_rCEA">https://youtu.be/Q9Z92E_rCEA</a></p> 



不明点等がある場合、まずはFAQをご確認ください

-  電子処方箋管理サービスの対象
-  重複投薬等チェックについて
-  導入にあたっての補助金や費用について
-  電子処方箋に係る運用について
-  電子処方箋導入に向けた準備/システム対応について
-  関連政策/制度について
-  データ項目について
-  HPKIカードについて

URL:  
[電子処方箋に関するよくあるお問い合わせ \(FAQ\)](#)



URL:  **POINT**  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen\\_sozai.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_sozai.html)



出典: 電子処方箋 運用開始に向けて役立つ資料より  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001076297.pdf>)

院外処方箋がどのように変わるのか？

# 医療現場で想定される運用上の留意点

# 電子処方箋のスコープ

これまで

- 院外処方箋

紙の処方箋



電子処方箋運用開始以降

電子処方箋/紙の処方箋が選択可能

- 院内処方箋

(入院・退院時含む)

紙の処方箋

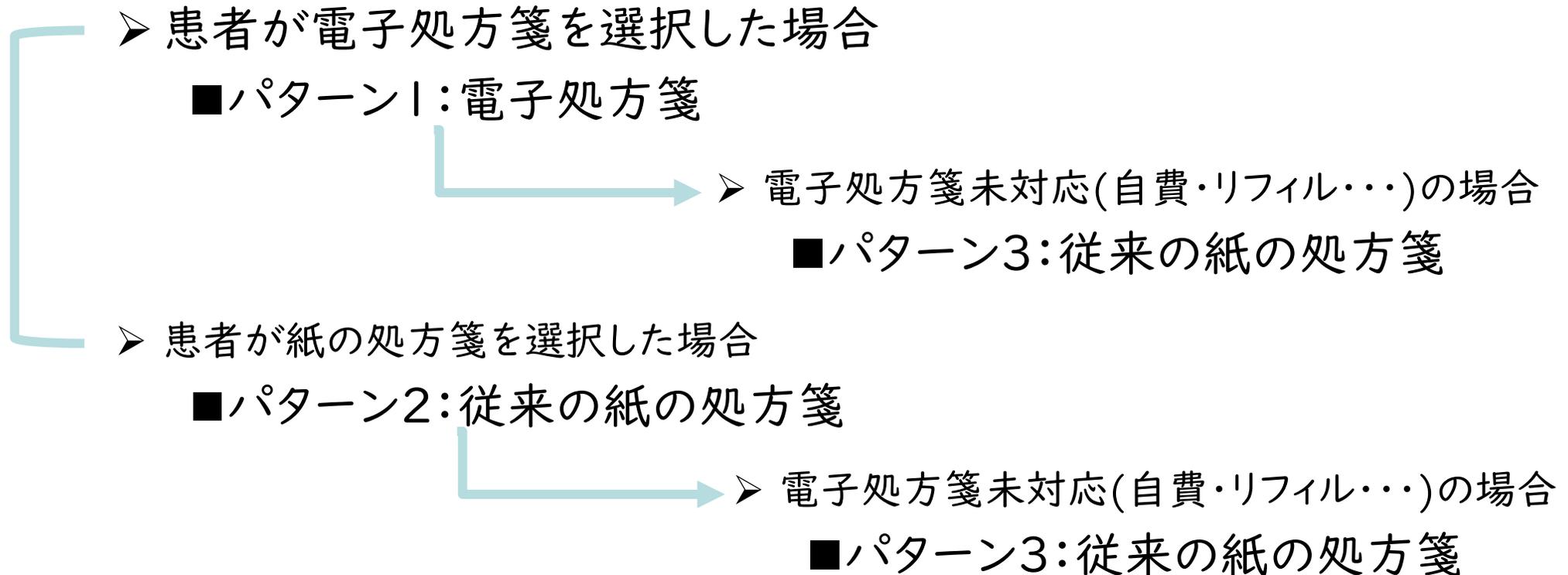


変更なし(従来と同様の運用になります)

# 院外処方箋発行形態 3パターン

## 電子処方箋運用開始以降

### ■電子処方箋/紙の処方箋が選択可能



## (参考)電子処方箋未対応のケースとは

- ケース 1  
患者の有効な被保険者番号(記号・番号・枝番)を確認できない場合
- ケース 2  
医療保険適用外の医薬品を扱う処方箋を発行する場合
- ケース 3  
医療保険適用外の診療時に処方箋を発行する場合  
(労災、自由診療、自賠責等)
- ケース 4  
エラー等により電子処方箋管理サービスに登録できない場合
- ケース 5  
医師の指示に基づく分割調剤を発行する場合

電子処方箋管理サービスに  
処方箋情報を登録できないため、  
従来通り紙の処方箋を発行となります。

出典:電子処方箋管理サービスの導入に関する  
システムベンダ向け技術解説書v1.7より引用

# 院外処方箋発行形態ごとの業務内容

## ● 電子処方箋(パターン1)

- ✓ 処方・調剤内容を含む電子ファイル(※)に電子署名を行う。
- ✓ 医師・歯科医師は患者に処方内容(控え)を渡す。  
(マイナポータルでも処方内容等を閲覧できるため、  
マイナポータルが普及するまでの暫定措置)

## ● 紙の処方箋(パターン2・パターン3)

- ✓ 処方・調剤内容を含む電子ファイル(※)には電子署名を行わず、従来どおり紙の処方箋に医師の押印を行う。
- ✓ 医師・歯科医師は患者に従来どおり、紙の処方箋を渡す。

※電子カルテシステムやレセプトコンピュータ等で生成されるファイル

# 電子処方箋(パターン1)の印刷物

紙の院外処方箋は出力されません。

当面の間は一律、  
患者に『処方内容(控え)』を渡します。

※紙、電子問わない

## ①引換番号

処方箋出力ごと(保険単位)に『引換番号』を印字します。

※薬局で電子処方箋管理サービスから処方箋情報を  
取得する時に利用します。

(補足)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html>

よくあるお問い合わせ(FAQ)(令和4年8月26日掲載)

NO.11の回答より

「患者は、マイナポータル上で処方内容や引換番号を確認できるようになりますが、マイナポータルを利用できない場合等も考慮し、一律お渡しいただくようお願いいたします。」

(イメージ)

①

処方内容 (控え)

引換番号: 1 2 3 4 5 6

マイナバーカードをお持ちでない方は上記の引換番号を薬局にお伝えください  
ページ: 1 / 1

氏 名	発行年月日	使用期間
基金 太郎 <small>種</small>	令和 5年 1月 31日	年 月 日

全記欄無しは発行年月日を含めて4日間の有効

(医療機関コード) 13-1-1234567  
〒105-0004 東京都港区新橋2丁目1番地3号  
医療法人〇〇会 基金病院 (リハビリテーション科)  
TEL① 03-0000-0001 TEL② FAX 03-0000-0002  
(処方医氏名) 医師 太郎

**【処方内容】**

変更不可	RP01 メトグルコ錠 250mg	6錠	28日分
×	RP02 【般】エベリゾン塩酸塩錠 50mg	3錠	28日分
	RP03 アレジオン錠 20 20mg	3錠	
	ローコール錠 20mg	3錠	
	キネダック錠 50mg	3錠	
	パナン錠 100mg	3錠	各14日分
	RP04 エピナスチン塩酸塩錠 20mg錠	6錠	
	フルバスタチンナトリウム 20mg錠	3錠	
	エバルレスタット錠 50mg錠	3錠	
	パナン錠 100mg	3錠	各14日分
	(以下余白)		

保険者番号 06132013	生年月日 昭和50年 1月 1日
記号・番号 10・18982201 (枝番) 01	性別 男
公費負担者番号	公費受給者番号

# 紙の処方箋(パターン2)の印刷物

※患者が紙の処方箋を選択した場合

紙の院外処方箋を出力します。  
 医師の押印後、  
 患者に『院外処方箋』を渡します。

(イメージ)

①  
②

電子処方箋対応 引換番号:123456		処方箋 (この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)		処方せん番号 8888
公費負担番号		保険者番号		
公費負担医療 の受給者番号		被保険者証・被保 険者手帳の記号・番号 (枝番)		
氏名		保険医療機関の 所在地及び名称		
生年月日 男 女 年 月 日 男・女		電話番号		
区分 被保険者 被扶養者		保険医氏名		
		都道府県番号		
		点数表 番号		
		診療科目		
交付年月日 令和 年 月 日		処方箋の 使用期限 令和 年 月 日		効力がある場合は 、効力がない場合は 4桁以内の数字で 表示すること。
変更不可		【変更不可】欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医氏名」欄に署名又は記名・押印すること。		
処方 方		【変更不可】欄に「レ」又は「×」を記載 した場合は、署名又は記名・押印すること。		
薬 名		【変更不可】欄に「レ」又は「×」を記載 した場合は、署名又は記名・押印すること。		
		保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。) □保険医療機関へ送付済の上で調剤 □保険医療機関へ情報提供		
調剤実施回数(調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。)				
□1回目調剤日( 年 月 日) □2回目調剤日( 年 月 日) □3回目調剤日( 年 月 日)				
次回調剤予定日( 年 月 日) 次回調剤予定日( 年 月 日)				
調剤済年月日 令和 年 月 日		公費負担番号		
保険薬局の所在地 及び名称 保険薬局別氏名		公費負担医療の 受給者番号		

③

## ①電子処方箋対応

処方箋情報を電子処方箋管理サービスに登録した場合、  
『電子処方箋対応』と印字します。

## ②引換番号

処方箋出力ごと(保険単位)に『引換番号』を印字します。  
 ※薬局で電子処方箋管理サービスから処方箋情報を  
 取得する時に利用します。

## ③医療機関内で採番している従来の処方箋番号

従来の処方箋番号の印字について  
 技術解説書には触れられておりません。  
 (電子処方箋導入後も疑義照会時に活用されるケースを想定して  
 従来の処方箋番号の印字を残した方が良くもかもしれません。)

# 紙の処方箋(パターン3)の印刷物

※電子処方箋未対応(自費・リフィル...)の場合

紙の院外処方箋を出力します。  
 医師の押印後、  
 患者に『院外処方箋』を渡します。

(イメージ)

処方箋		処方せん番号 8888	
公費負担者番号		保険者番号	
公費負担医師の受給者番号		被保険者証・被保険者手帳の記号・番号 (姓番)	
氏名	保険医療機関の所在地及び名称	電話番号	
生年月日	性別	保険医氏名	
区分	被保険者	都道府県番号	点数表番号
交付年月日	令和 年 月 日	地方薬の使用期間	令和 年 月 日
処方	変更不可 <input type="checkbox"/> (「レ」又は「X」を記載した場合) <input type="checkbox"/> (「X」を記載した場合) リフィル可 <input type="checkbox"/> (「R」を記載した場合)		
備考	保険医署名 <input type="text"/> <small>「変更不可」欄に「レ」又は「X」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。</small>		
<small>保険薬局が調剤時に性を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「X」を記載すること。)</small> <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ送致併合した上で調剤 <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ調剤提供			
<small>調剤実施回数(調剤回数)に応じて、□に「レ」又は「X」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。</small> <input type="checkbox"/> 1回目調剤日( 年 月 日) <input type="checkbox"/> 2回目調剤日( 年 月 日) <input type="checkbox"/> 3回目調剤日( 年 月 日) 次回調剤予定日( 年 月 日) 次回調剤予定日( 年 月 日)			
調剤済年月日	令和 年 月 日	公費負担者番号	
保険薬局の所在地及び名称	公費負担医師の受給者番号		

## ①電子処方箋対応

処方箋情報を電子処方箋管理サービスに登録できないため、  
 『電子処方箋対応』と印字しません。

## ②引換番号

『引換番号』を印字しません。

## ③医療機関内で採番している従来の処方箋番号

変更なし。従来のどおり印字します。

# 患者来院時の受付方法ごとの業務内容

## ● マイナンバーカード

### ■ 同意あり

- ✓ 任意のタイミングで過去のお薬情報を参照可。
- ✓ 重複投薬等チェックを行い、過去のどのお薬が重複・併用禁忌に該当するかまで確認可。

### ■ 同意なし

- ✓ 過去のお薬の情報は参照不可。
- ✓ 同意がなくても重複投薬等チェックを行うが、過去のどのお薬が重複・併用禁忌に該当するかまで確認不可。

## ● 健康保険証

- ✓ 過去のお薬の情報は参照不可。
- ✓ 同意がなくても重複投薬等チェックを行うが、過去のどのお薬が重複・併用禁忌に該当するかまで確認不可。

# 電子処方箋 今後の機能拡充スケジュールについて

# 電子処方箋 今後の機能拡充スケジュール(案)

今秋よりリフィル処方、口頭同意対応、マイナンバーカードを活用した電子署名等の追加機能のリリース計画あり。  
また、調剤済み電子処方箋預かりサービスや院内処方への適用も検討されている。(時期未確定)



出典: 第1回電子処方箋等検討ワーキンググループ資料(2023/6/8)より引用  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_33479.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33479.html))

## (参考)マイナンバーカードを活用した電子署名への対応について ⇒(ベンダ向けに)6月末技術解説書公開予定

HPKI認証局及びデジタル庁において、HPKIとマイナンバーカード(以下「MNC」という。)を紐付けることで、MNCでもHPKIの仕組みで電子処方箋への電子署名ができる仕組みを構築を検討中。

① 電子署名については、HPKIリモート署名の仕組みを用いて

医師・歯科医師・薬剤師個人の現住所を含まないプライバシーに配慮した形での署名が可能

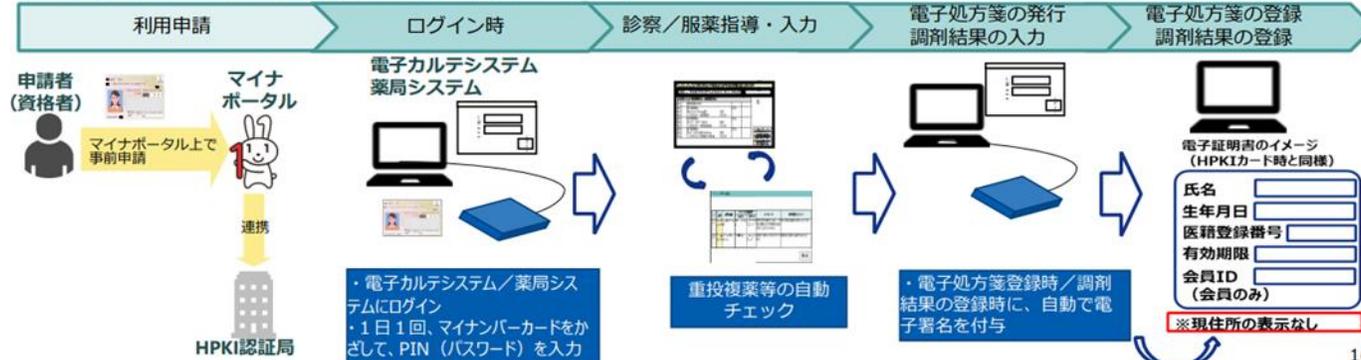
**POINT** (※) HPKI認証局への利用申請は引き続き必要 (マイナポータルを活用し画面を構築予定)

② 原則MNCで1日1回PIN入力することで、処方箋発行時に自動で署名付与

(具体的な利用場面等)

- HPKIカードが不足する中、カード発行を待たずに、既に保有しているMNCを活用したHPKI署名が可能となる。
- HPKI申請時にマイナポータルやMNCを活用し、現在提出を求めている住民票(写)や身分証のコピー等が不要となる。
- HPKI申請からカードレス発行までに係る時間が短縮される見込みであるため、人事異動時で急遽、医師・歯科医師・薬剤師が電子処方箋に対応が必要となった場合に、医療機関における対応が円滑化が期待される。

### <医療現場・薬局における運用フロー(イメージ)>



出典: 第1回電子処方箋等検討ワーキンググループ資料(2023/6/8)より引用  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_33479.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33479.html))



健康で豊かな国民生活を保健医療福祉情報システムが支えます

ご清聴ありがとうございました